

鹿持雅澄の属した階級について

小 関 清 明

(文理学部国語学国文学研究室)

I

鹿持雅澄の出身はもと白札と称する土佐藩に特殊な一階級(一説には徒士)であつたが、弘化三年三月に至つて学問教育上の功績によつて士格に列したというのが今日の通説であつて、「国学者伝記集成」(明治37)、山本修三氏編「山齋集」所載の年譜(明治41)をはじめ、松山秀美氏「鹿持雅澄年譜」(土佐史談28号、昭和7)、「日本文学大辞典」(雅澄の項、昭和9)、尾形裕康氏「鹿持雅澄」(昭和19)、鴻巣隼雄氏「鹿持雅澄の万葉集古義と近藤芳樹の万葉学」(万葉集大成Ⅱ、昭和28)等、記述に精粗はあるが、いずれもこの説に従つておられる。ところでこの説の由来するところは何処にあるかというに、それは主として「山齋集」(短歌之中)の次のような短歌並びにその詞書にあつたようである。

三月十日あまりひとひのひ(弘化三年一筆者註)しな賜はりければ喜びてよめる

思はぬにほこ取るつらの数にしもめさげ給へることのかしこさ(傍点筆者)

「山齋集」(長歌之下)には別に、弘化三年丙午三月十一日進選之後聊述権意作という題詞のある長歌も見えており、又「学館惣宰手扣帳」(1)にも同じ日附で、

一、今日鹿持藤太岡本退藏細川熊太郎兼テ詮議ノ通御褒詞申渡相濟事

とあるので、この時雅澄が藩校教授館において褒賞の詞をたまわり、その時「ほこ取るつら」の数に取り立てられた事は疑う余地がない。そして従来この「ほこ取るつら」は士格の意に解せられ、かつそれが雅澄は白札(又は徒士)であつたという漠然たる言い伝えと結びつけられたために、上記のような通説となつたものであらうと思われる。

しかしながら、いわゆる「ほこ取るつら」が果して士格を意味するかどうかは吟味を要するのであつて、私はかねて次のような疑問をいだいていた。

- 1、軽格が士格に昇されるのは封建の世にあつては異数の抜擢である筈であるが、そういう重大事を「学館惣宰手扣帳」はどのように単に「御褒詞申渡」としか記録しなかつたのか。
- 2、晩年の雅澄の日記(2)には安政三年七月四日(弘化三年より十年後)の条に、「今日南会所に於て役懸り白札以下御用人類御書附拜承」という記事があるが、これは白札以下御用人類の中の一人として筆をとつた書きぶりで、この時の雅澄は士格ではなかつたのではないか。
- 3、「ほこ取るつら」は漠然と、武器をとる者すなわち士格を意味すると解せられているが、軽格といえども武人であり帯刀を許されるのも士格に限らないのであるから、この解釈は合理的とは言えないのではないか。

かように考えていたところ、さいわいにして最近、この疑いがいたすらでなかつた事を確かめる資料を見る事が出来たのである。

その一は足摺岬金剛福寺藏の「系譜」(雅澄の子雅慶の書いたもの)であり、その二は高知県立図書館藏(山内家旧蔵)の「白札勤役年譜帳」(第三册)に含まれた柳村氏代々の年譜書である。後者は藩庁の公の記録であるが、恐らく雅慶の提出した「系譜」にもとづいて記されたものであらう、両者の内容はほとんど一致する。そしてこれらはいずれも、雅澄(及び柳村氏代々)の死にいたる

までの年譜であるから、これまでに知られている彼の自ら書いた年譜(3)が弘化二年までで終つてゐるのを補うことが出来、従つて問題の弘化三年三月十一日の記事も見出されるのである。次にその部分を掲げる。(「白札勤受年譜帳」の文面による。)

一、同(弘化一筆者註)三千年三月十一日学文心懸厚就中国学修業方積年盡精力別而歌学=相違導方手弘被相行候を以先達而御褒賞被仰付処以来尙亦厚存込益致出精会業等盛=被相行導方懇=行届且是迄致著述候書数拾部=及ヒ大=諸人之爲=相成不而已諸御屋鋪=おゐて国学歌学御相手御用等被仰付数拾年無異儀相勤候趣依之達御弱格式白札被仰付一生之中国学導方被仰付之尤教授館御目付方おゐて被仰付之(傍点筆者。「系譜」も殆んど同文。)

これによつて、「山斎集」や「学館惣牽手扣帳」の記事の内容が具体的に明らかとなり、雅澄のたままつた「しな」「ほこ取るつら」とは白札をさすものであつた事が知られる。なお雅澄の家督相続の項には、

一、同(天保一筆者註)十三寅年九月四日父跡式御詮儀之上達御聴三人扶持切米拾宅石格式御用人共無相違家督相続被仰付之且爾来之勤事其儘被仰付之

とあり、白札になる以前の雅澄が御用人であつた事が知られるのである。

かように通説の誤を正す事が出来ると共に、前記の疑問もおおむね自然に解消することとなるが、ただ第三の疑問がなお解決されないで残される。「ほこ取るつら」が白札を意味するのは何故であるかという問題がすなわちそれである。

この問いに答えるかぎは次の文に見出される。津田茂麿編「佐々木老侯昔日談」(P.165)の一節に、

この白札というのは、妙な一種の階級で、郷士の上に位して、旅行の節には槍を持たすが、士分よりは呼捨にする。半ば士、半ば軽格といふやうなものである。(傍点筆者)

ここに旅行といつてあるのは、参観のお供達に加わる事などをさしているらしいが、白札になればそういう際(士分ではないが士分なみに)槍を持つことが出来る、というのであらうと思う。つまり槍を持つという事はこの場合、「半ば士」としての白札のほこりを表徴する事柄となるのであつて、「ほこ取るつら」とはこの事をさしたものに相違ない(4)。それは文字通り槍を持つ事の出来る階級の意味であつて、白札に取り立てられたという事実のみでなく、それをおもだたしとする雅澄の氣持も、このことばによつて表現されていたのである。かく解するとき、前掲の短歌をはじめて正しく理解され、雅澄が御用人から白札に進んだ事については何の疑いも残らないこととなるであらう。

II

それでは白札とは如何なるものであらうか。普通白札とは土佐藩において士格と軽格との中間に位した一階級の名目であるといわれ、「佐々木老侯昔日談」にも「半ば士、半ば軽格」と言つてある事上記の通りである。しかしこれを当時の法規等の文に徴するに、白札は「白札已下」「白札御用人類」「白札郷士御用人以下」等のごとく、郷土御用人以下と共に一括せられて、「御侍」「御侍中」とははつきり区別されるのが常であり、又「白札以下軽格之輩」という用例もあつて(5)、白札が士格には入らず軽格に属する事、軽格の中では最上位にある事を明らかに示している。時としては、上記の槍の場合や、

一、御侍中並白札格之外日傘相用候儀古来より御法度=候云々(6)

のように、士格と同列に待遇される事もあり、そこに士格と軽格との中間と言われる理由があつたとは思われるが(7)、とにかく白札は士格ではなくて軽格であつた。従つてその社会的待遇は士格と

は雲泥の相違があつた。例えば、

- 一、白札已下之者御家老中ハ内外共様付=可唱事
- 一、白札已下已下之者中老諸物頭へハ於途中可踞平侍中たり共可盡愼勤事
- 一、白札已下之者御屋鋪並会所等惣而坐鋪之内=おゐて給仕之者ハ勿論其外役人共御侍中へ対し不敬無之様可相心得事
- 一、白札已下之者御城下=おひて馬駕籠=乗候儀不相成尤極老之者又ハ病人等爲療用致往來節は支配方へ可断出事(8)

これは安政二年(?) 雅澄晩年の規定であつて、それが實際嚴格に要求されたらしい事は、雅澄の倅雅慶が大目付に行き逢うた節無礼であつたとて三日間の「追込」に処せられ、雅澄自身も又謹慎を命ぜられた事がある(9)によつても察せられる。又役人として地方に出張する場合——雅澄が御浦御分一役として安芸郡や幡多郡に出張した事はよく知られている——そういう際「御侍」に與えられる送夫(役人旅行の際の荷物運送人。百姓がこれを負担する。)は六人で、駕籠や伝馬を使うことも勝手次第であるに対し、「白札御用人類」には送夫一人、伝馬一匹しか與えられない(10)。白札に取り立てられるという事の実質的意義はこれらの例によつて推察されるであろう。

次に白札は当人一代限りに與えられるものであつて、相続されるとは限らなかつた。「白札勤役年譜帳」について見ても、雅澄の子雅慶は格式白札のまま相続を許されているが、雅澄の曾祖父惟恒が晩年白札になつた際にはその相続は許されず、従つて祖父惟政はもとの御用人にかへつてゐる。この事は白札というものに、その人の功勞にむくいる栄典という意味が多かつた事を察せしめる。どの程度の功勞に対して與えられるかは明らかでないが、惟恒の場合は「爾米役方堅固=相勤候」(年数は父の代役を仰付けられてから五十年である)という理由で白札になされている。恐らく白札に昇格するという事は別にめずらしい事でもなく、非常の抜擢というほどのものでもなかつたであろう。もとより雅澄にとつては、それはあまりにも小さな榮譽であるに過ぎなかつたのである。

弘化二年十月の存寄書「奉伺口上覚」(11)において雅澄は、

或ハ五六人或ハ三四人綿々として来学之輩不絶歟と奉存候へハ乍爲乍止、別而門客之勤候勢ひも相見不申心外=奉存候

と歎いているが、古義軒に来学する者の少なかつた事は晩年に至つても同様であつた(12)。このような不振の原因は何であつたか。「奉伺口上覚」がそれとなく諷するところによれば、それは、「上ハ立方エ通路宜人」の門に学んで出世をいそぎ、「たとひ人望有之而も賤者を頼而学問」する事をいとう世の風潮にあつた。白札になつたからとて、その事にかわりはなかつたであろう。「賤者」「微者」「至微至陋之小人」「微賤の末学」——彼は上の存寄書においても、その後(13)(弘化三年三月以後)においても、自らをかような言葉であらわしている。つまりそれは、御用人であり白札である事の悲痛な自覚をひそめた言葉ではなかつたであろうか。鹿持雅澄の生活とその学問、思想を理解するために、これは忘れてならないところであろうと思う。

附記・中野虎三氏「国学三遷史」(明治30)及び寺石正路氏「南国遺事」(大正5)所收の「飛鳥井雅澄の万葉集古義」には、雅澄は白札まで昇つたとあつて、その点に関する限り正しい記述がなされている。後者は土佐の前国老福岡健三翁に聞いたところにもとづいて書かれた文であるというから、雅澄と福岡家との関係から考えて、もつと尊重されるべきであつたにもかかわらず、寺石氏自身が「南学史」(昭和9)においてはこの説を捨てて通説に従われた。本稿はこの旧説の正しい事を確認すると共に、それにいくらかの肉付けをなそうと試みた。

【註】

(1)「高知藩教育沿革取調」所收。

- (2) 「家君日記」。その大半が土佐史談74-79号に翻刻されているのによる。
- (3) 宮内庁書陵部蔵「鹿持藤太年譜」及び「口上袖控」。前者は、天保五年までの雅澄の年譜（御浦方に提出されたものの控）と天保十三年までの雅澄の年譜（これも役所に提出されたものの控であろう）とを合綴したものであり、後者は、弘化二年までに、公の勤務以外に雅澄が命ぜられた御用の履歴書を、その前半として含んでいる。尾形氏がこの二書を同一のものとせられ（「鹿持雅澄」P.321.）、鶴巢氏が前者の成立を弘化二年とせられた（「万葉集大成」Ⅱ所收論文）のは、いずれも誤である。これらの他に飛鳥井雅四氏蔵の「覚」と題する雅澄自作の年譜がある。これはまだ世に紹介せられたことがないようであるが、これも弘化二年までで終っている。
- (4) ただし参観のような場合、白札のみでなく郷士もまた槍を持つた事が、寛延元年の槍印の規定（「憲章簿」官掟之部、卷一下）によつて知られる。「憲章簿」は山内氏時代の法規布達類の集成。幡多郡山奈村の庄屋兼松氏編、その一部の写本を高知大学附属図書館に蔵するによる。
- (5) 以上の用例いずれも「憲章簿」による。
- (6) 「憲章簿」官掟之部、卷四。
- (7) 「憲章簿」御侍郷士路奉公人類之部に、明和二年に定められた「諸格式順之壹」がある。それには土佐藩の武士の階級がいわゆる格式順に列記されていて、御家老 同嫡子格から御留守居 組までの二十七級が第一群をなしている。以上が士格である。郷士、御用人、御用人格、御歩行から御馬取にいたる二十四級が第二群をなし、これが軽格である。ところで白札は第一群の末（御留守居組の次）に附記され（その点で士格に属せしめられた形であるが）「分限=不入也」と註記されている。ここにも白札の中間的性格がうかがわれる。
- (8) 「憲章簿」官掟之部、卷四。
- (9) 「白札勤役年譜帳」（第三册）。飛鳥井雅四氏蔵「覚」。
- (10) 「憲章簿」官掟之部、卷一下。
- (11) 飛鳥井雅四氏蔵。弘化二年八月二十九日初稿、十月教授館御目付に提出されたことが奥書によつて知られる。
- (12) 「家君日記」によつて知られる。
- (13) 弘化三年十二月十七日の「奉存寄口上袖控」（豊陵部所蔵。高知県立図書館で焼失した「鹿持氏存寄書」はこれと同一のものである。）にも「微賤の末学」とあるなど、例が多い。

（昭和29年4月30日受理）